

## 第369回兵庫県議会提出議案審査参考資料

- I 第138号議案 国民健康保険事業の運営に関する条例の一部を改正する条例の制定・・・P.2
- II 第159号議案 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県福祉センター）・・・・・・P.3

福 祉 部

# I 第 138 号議案 国民健康保険事業の運営に関する条例の一部を改正する条例の制定

## 1 制定の理由

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴い、規定の整備を行う。

## 2 制定の概要

- (1) 国民健康保険法施行令の引用条文を改める（第 4 条関係）。
- (2) 年齢調整後医療費指数等の特例に係る規定を削除するとともに規定の整備を行う（改正前の附則第 3 項及び第 4 項関係）。

## 3 施行期日

公布の日

Ⅱ 第 159 号議案 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県福祉センター）

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

| 名 称       | 指 定 管 理 者  | 指 定 の 期 間                                     |
|-----------|--|---|
| 兵庫県福祉センター | <p>神戸市中央区坂口通2丁目1番1号<br/>           社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会・<br/>           株式会社 CBS ファシリティーズグループ<br/>           （代表者）<br/>           社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会<br/>           会長 入江 武信<sup>いりえ たけのぶ</sup><br/>           （構成員）<br/>           株式会社 CBS ファシリティーズ<br/>           代表取締役社長 米倉 晃平<sup>よねくら こうへい</sup></p> <p>〔指定理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の設置目的及び実際の状況について十分な理解がある。</li> <li>・入居団体との連携や指定管理者候補者のグループ化により、効率的な運営や障害者雇用の促進等、施設の設置目的や課題を踏まえた提案がなされている。</li> <li>・現行の指定管理者として、良好な指定管理業務の実績があり、適切な管理運営が期待できる。</li> </ul> | <p>令和7年4月1日から<br/>           令和12年3月31日まで</p> |

令和 6 年 12 月 11 日  
健康福祉常任委員会資料

## 第 369 回兵庫県議会提出議案審査参考資料

第 137 号議案 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正  
する条例中 関係部分・・・・・・・・・・ P 2

保 健 医 療 部

## 第137号議案 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例中 関係部分

### 1 改正の概要

大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行う。

#### (1) 法改正の内容

大麻草採取栽培者の名称が第一種大麻草採取栽培者（大麻草から製造される製品（大麻草としての形状を有しないものを含み、種子又は成熟した茎の製品その他の省令で定めるものに限る。）の原材料を採取する目的で、大麻草を栽培する者）又は第二種大麻草採取栽培者（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する医薬品の原料を採取する目的で、大麻草を栽培する者）に改められる。

#### (2) 条例改正の内容

大麻草採取栽培者の名称が改められることに伴い、都道府県知事の免許である第一種大麻草採取栽培者免許の申請に対する審査に係る事務に変更が生じることから、兵庫県が徴収する大麻草の栽培の規制に関する法律に関する手数料の名称及び額について、次のとおり所要の整備を行う（別表第4関係）。

ア 「大麻草採取栽培者免許申請手数料」、「大麻草採取栽培者名簿登録変更手数料」及び「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」の字句を「第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料」、「第一種大麻草採取栽培者名簿登録変更手数料」及び「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改める。

イ 第一種大麻草採取栽培者の免許の申請を行う場合の手数料の額を22,500円（現行の大麻草採取栽培者免許の申請を行う場合の手数料6,700円）とする。

ウ その他規定の整備を行う。

| 改正前                   |        | 改正後                      |                |
|-----------------------|--------|--------------------------|----------------|
| 大麻草採取栽培者<br>免許申請手数料   | 6,700円 | 第一種大麻草採取栽培者<br>免許申請手数料   | <u>22,500円</u> |
| 大麻草採取栽培者<br>名簿登録変更手数料 | 3,200円 | 第一種大麻草採取栽培者<br>名簿登録変更手数料 | 同左             |
| 大麻草採取栽培者<br>免許証再交付手数料 | 3,200円 | 第一種大麻草採取栽培者<br>免許証再交付手数料 | 同左             |

### 2 施行期日

令和7年3月1日